

(1) 別表第2

② 田園調和型地域（1/2ページ）

※「田園調和型地域」とは、禁止地域、自然保全型地域、田園調和型沿線地域、市街地形成型地域及び沿道景観形成型地域を除く地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	地上から上端まで 6 m以下	地上から上端まで 6 m以下	3 m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6 m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6 m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1. 2 m以上かつ 地上から上端まで 3. 2 m以下	地上から下端まで 歩道上では2. 5 m以上、歩道以外 の場所では4. 5 m以上	
表示面積	1面につき10㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき10㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき15㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計40 ㎡以内	1面につき15㎡ 以内かつ合計60 ㎡以内	広告物は1建築壁 面につき10㎡以 内。ワンポイント マークは、1建築 壁面につき1㎡以 内	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1. 2 m以下か つ横0. 5 m以下	
形状・幅				1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は2 m以 内かつ最大投影幅 は2. 5 m以内	1面の幅は5 m以 内かつ最大投影幅 は7 m以内						
道路からの 後退距離	1 m以上	1 m以上		1 m以上	敷地境界から1 m 以上							
広告物相互 間の距離	30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。			30 m以上。ただ し、他の広告物を 妨げない場合には 設置可能。								
色彩												
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架するこ とができる。ただ し、それらの表示 面積の合計は、2 0㎡以内とする。	敷地につき1基	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	ワンポイントマー クは、1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源の点滅を伴わ ないもの						
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1. 5 m以内。 ただし、道路へ突 き出すことはでき ない。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3 m以下、添 架装置の網は長さ 1. 5 m以下かつ幅 1. 5 m以下、地 上から気球までの 長さは4. 5 m以下

② 田園調和型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か 横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所 にあっては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所 では、その場所が当 該横断幕の公益性 から適当と認めら れること。	左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出  
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。